

# 船員災害防止協会賛助会員規程

昭和 51 年 2 月 17 日  
規 程 第 24 号

船員災害防止協会定款第11条の規定により賛助会員に関する事項を次のように定める。

**第 1 条** 賛助会員になろうとするものは、別紙様式により加入の申し込みをするものとする。

会長は、前項による加入の申し込みがあったときは、理事会に諮りその可否を決定するものとする。

**第 2 条** 賛助会員は、1 口年額 1 万円以上の賛助会費を納入するものとする。

**第 3 条** 賛助会員が脱会した場合でも、既納の賛助会費は返還しないものとする。

**第 4 条** 賛助会員には、毎年度の事業及び収支決算を報告するものとする。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日より適用する。